第37回平川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 9時32分~10時04分
- 2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2階 多目的ホール
- 3. 出席農業委員(17名)

2番委員	工	藤		正	3番委員	柴	田	博	明	4番委員	今	井	龍	美
5番委員	小目	日桐	志賀	買子	6番委員	花	田	良	造	7番委員	111	浦	勝	志
8番委員	山	П	知	治	9番委員	齌	藤	久	圓	10 番委員	11	浦	良	孝
11 番委員	桑	田	久	毅	12 番委員	抽	Ш		榮	13 番委員	小口	山内	知	寛
14 番委員	丹	代	純	嗣	15 番委員	福	士		弘	16 番委員	葛	西	雅	博
17 番委員	齋	藤	美Ł	也子	19 番委員	大	Ш	哲	彌					

4. 欠席農業委員(2名)

1番委員	今	井	文	雄	18 番委員	對	馬	忠	法		
------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(8名)

平賀-1	赤	平	和	総	平賀-2	今	井	三	男	平賀-3	七	戸	茂	春
平賀-4	工	藤		勉	平賀-5	谷	Ш	信	秀	尾上-1	小	野		良
尾上-2	葛	西		均	碇ヶ関	平	Щ	純	_					

6. 出席事務局職員(5名)

事務局長	小	野	生	子	碇ヶ関支局長補佐	福	士	鉄	压	主査	谷	Ш	智	玉
主事	佐	藤	千	尋	事務員	奈	良	麗	奈					

7. 議事日程等

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第 126 号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第 127 号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 128 号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 129 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 130 号 令和 4 年平川市農作業標準賃金について

報告第 98 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第 99 号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 100 号 市街化区域内農地の転用届出の取消願について

報告第 101 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

報告第 102 号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

第6 閉 会

8. 会議の概要

・あいさつ

(省 略)

・農業委員会憲章 唱和(委員全員)

(省 略)

[開会 9時39分]

議長

(今井 龍美)

これより、第37回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、19名中17名です。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。

次に、会期についてお諮りいたします。

会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。

議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するに、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

19番大川委員、2番工藤正委員の両名にお願いいたします。

議案説明のため、小野事務局長、福士碇ヶ関支局長補佐、谷川主査、 佐藤主事、奈良事務員の出席を求めました。

書記には、福士碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布しております議案第 126 号から議案第 130 号の 5 件、ほかに報告が 5 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第126号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主杳

1ページをご覧ください。

議案第126号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が あったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、 別添 2 売買価格一覧、別添 3 関連案件一覧と併せて 2 ページをご覧く ださい。

所有権移転については、整理番号 176 番は祖父からの受贈、177 番は 親からの受贈、178 番は譲渡人の要望によるものです。

今回の件数は3件、面積17,062平方メートル、田11 筆11,611平方メートル、畑5 筆5,451平方メートルとなっています。

次に 4 ページ、賃貸借権設定については、整理番号 280 番から 6 ページの 289 番までは基盤法から 3 条へ切り替えの為の再設定、290 番から 292 番までが経営拡大です。

今回の件数は 13 件、面積 71,224 平方メートル、田 37 筆 70,773 平方メートル、畑 2 筆 451 平方メートルとなっています。

次に8ページ、使用貸借権設定については、整理番号68番から70番は親からの経営継承、71番は引き続き農業者年金を受給するための再設定、72番は経営拡大によるものです。

今回の件数は5件、面積35,864平方メートル、田15筆24,428平方メートル、畑12筆11,436平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第3条第2項各号には 該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で疑問点等がある方がいたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定の整理番号 287 番を除いて質疑、ご意見を 求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、整理番号 287 番を除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の整理番号 287 番につきましては、私に関する 事項ですので、8 番山口委員と議長を交代いたします。

(4番今井委員 自席へ)

(8番山口委員 議長席へ)

議長 (山口)

暫時の間、議長を務めさせていただきます。8番山口です。よろしく お願いします。

審議に入る前に賃貸借権設定の整理番号 287 番は 4 番今井委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、4 番今井委員に退席を求めます。

(4番今井委員 退席)

議長(山口)

それでは整理番号 287 番について、質疑、ご意見を求めます。 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山口)

ないようですので、整理番号 287 番を原案のとおり決定することに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口)

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 4番今井委員の入室を許可します。

(4番今井委員 入室、着席)

議長(山口)

それでは4番今井委員と議長を交代いたします。 ご協力ありがとうございました。

(8番山口委員 自席へ)

(4番今井委員 議長席へ)

議長

次に、議案第127号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主杳

10ページをご覧ください。

議案第127号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 農地転用許可基準説明書と併せて、11 ページをご覧ください。

整理番号 6 番の申請地は、12 ページのとおり日沼の公民館から西へ約 60 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、13 ページのとおり普通住宅の建築です。

農地区分は別添4の1にあるとおりで、8の総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えられます。

今回の申請件数は1件、面積423平方メートル、田1筆です。 以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、6番花田委員、7番三浦委員、疑問点等がありましたらお願いします。

6番花田委員

特にありません。

7番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 127 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 127 号を原案のとおりに決定することに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第128号を議題とし、事務局に説明を求めます。 谷川主査

14ページをご覧ください。

議案第128号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 5 農地転用許可基準説明書 と併せて、15 ページをご覧ください。

整理番号 21 番の申請地は、16 ページのとおり松崎小学校から南へ約 130 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、17 ページのとおり駐車場用地です。農地区分は別添 5 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えられます。

今回の申請件数は1件、面積1,000平方メートル、田1筆です。 以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、6番花田委員、7番三浦委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

6 番花田委員

特にありません。

7番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 128 号について、質疑、ご意見を求めます。 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 129 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

18ページをご覧ください。

議案第 129 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤 強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積 計画を定めるため審議を求めるものです。

19ページ所有権移転については、整理番号 222 番から 21ページ 228

番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は7件、面積39,003平方メートル、地目は全て田です。なお、売買価格については、別添6のとおりです。

次に22ページ、利用権設定について、整理番号96番及び97番は貸借期間の満了による再設定、整理番号98番は借受人の経営拡大による利用権設定です。

今回の件数は3件、面積15,214平方メートル、田5筆8,309平方メートル、畑3筆6,905平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、14番丹代委員、15番福士委員、疑問点等がありましたらお願いします。

14 番丹代委員

特にありません。

15 番福士委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 129 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 129 号を原案のとおり決定することに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第130号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

23ページをご覧ください。

議案第130号、令和4年平川市農作業標準賃金について、このこと について、別紙のとおり決定したいので審議を求めるものです。

24ページ及びお配りした別添7の上段も併せてご覧ください。

令和 4 年農作業標準賃金・料金表(案)の臨時雇用労賃及び請負料 金について、先般 12 月 3 日に今井会長、山口代理、事務局の 3 者で協 議をした結果、1 の臨時雇用労賃については本県における最低賃金の改正により前年比 29 円増の 1 時間当たり 822 円となったことから、これを 1 日 8 時間として換算し 6, 576 円、更に 100 円未満を切り上げて求めた額 6, 600 円が望ましいと考えます。

なお、中段の果樹のせん定については、昨年の額へ今回の最低賃金増加比103.66パーセントを乗じた額、8,900円から11,100円といたしました。いずれも昨年度と比較し増額の変更となります。

また、下段のオペレーターについては、市内農業団体 5 者を調査した結果、2 者が 1,200 円、1 者が 1,225 円、1 者が 1,250 円であったことから、4 者の平均額 1,218 円を参考に、1,200 円を改定額として設定することが望ましいと考えます。

なお、こちらも昨年度に引き続き100円の増額変更となります。

また、本年11月に市内農業団体5者を対象に請負料金調査を行った結果、おおよその項目ではこれまで同様低水準を維持しておりましたが、2の請負料金中、代かきのみの項目においては、回答のあった農業団体3者それぞれの額が当市の料金を上回る結果でありました。

以上のことから、令和 4 年農作業請負料金については、代かきのみの額を回答のあった団体の最低金額 5,000 円まで引き上げ、その他項目については、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第130号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 130 号について原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、報告5件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

25ページをご覧ください。

報告第98号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第21条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

26ページをご覧ください。

こちらは令和 3 年 10 月から 11 月までの 2 ヶ月間の相続による届出 一覧です。合計件数は 8 件、面積 49,783 平方メートル、田 36 筆、畑 14 筆となっています。

続いて27ページ、報告第99号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

28ページをご覧ください。

今回の届出事由は、130番及び131番は他者へ売買するため、132番は自作するため、133番から135番は借受人の都合、136番と137番は子へ貸付するため、138番は孫へ贈与するため、139番は子へ贈与するため、140番は貸付人の都合により解約するものです。

今回の件数は11件、面積58,737平方メートル、田39筆56,245平方メートル、畑9筆2,492平方メートルとなっております。

続いて、32ページをご覧ください。

報告第 100 号、市街化区域内農地の転用届出の取消願について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内農地の転用届出の取消願が、当事者双方の願いにより提出され、受理されたので報告するものです。

33ページをご覧ください。

こちらの内容につきましては、6月総会において議案として許可及び報告いたしました案件の一部になります。今回の取消は令和3年5月25日付け第6号で受理通知を発出したものでありました。

この後の報告第101号で当該所有者より改めて農地法第4条の届出が出されており、併せてご説明いたします。

今回の件数は1件、面積22平方メートル、畑1筆です。

続いて、36ページをご覧ください。

報告第 101 号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地 法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり 市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告する ものです。

37ページをご覧ください。

整理番号3番は38ページのとおり届出地は平賀自動車学校敷地の東側に隣接する農地です。土地利用計画は39ページのとおりで、転用目的は、68-9の三角部分を既存住宅用地とするものです。

今回の件数は1件、面積22平方メートル、畑1筆です。

佐藤主事

40ページをご覧ください。

報告第102号、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について、令和2年1月から令和3年11月までに締結された賃貸借における賃借料水準は、別紙のとおりとなっているので報告するものです。

41ページ及びお配りした別添7の下段も併せてご覧ください。

今回報告する賃借料情報は、令和2年1月から令和3年11月までの23ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数で表記しています。

なお、物納換算額に関しては、中段の注 2 に示しているとおりで、 こちらは先般 12 月 3 日に、今井会長、山口代理、事務局 3 者において 協議したものです。

また、注 2 の冒頭に示されているとおり、田の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は物納を基準として、下記のとおり、平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては 10 アール当たりの参考対価は玄米1 俵、現金換算額を 8,000 円とし JA 1 等米まっしぐらの概算金と同等額といたしました。

また、碇ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記地域の8割を目安といたしまして、10アール当たりの参考対価は玄米0.8 俵、現金換算額を6,400円とすることを報告いたします。

以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願い します。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了 いたします。

よって、第37回総会を閉会いたします。

[閉会 10 時 04 分]